

令和 4 年 5 月 6 日 開催

第 2 3 回 高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第23回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月6日（金）午後1時27分から午後3時12分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第171会議室

3 出席委員（22人）

1番	清水 静 枝	2番	浦恩城 由 子
6番	酒 井 孝	7番	今 井 隆
8番	須 田 直 子	9番	信 澤 健 治
10番	中 沢 幸 子	11番	山 田 孝 夫
12番	井 田 裕	13番	大河原 藤 雄
14番	塚 越 勤	15番	永 井 保 伸
16番	飯 塚 大 輔	17番	加 藤 精 一
18番	福 田 敬 一	19番	石 井 多加志
20番	清 水 悟	21番	松 田 健
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	堀 越 良 和	25番	吉 田 春 美

4 欠席委員（2人） 3番 佐 藤 勲 5番 寺 崎 正 親

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
係長	羽 鳥 大 樹
係長	荒 木 聡
主任主事	関 口 梨愛子
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	高 柳 匡 秀
主任主事	谷 山 もも子
主事	新 井 諒

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木 秀明） 定刻前ではございますが、みなさんお揃いですので始めさせていただきます。第23回農業委員会総会にあたり、まず今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○会長（今井 隆） 委員の皆さま並びに事務局の皆さまこんにちは。

5月に入りまして、今日は、みなさんの服装をみて、衣替えということでネクタイを締めなくていいということで、幾分開放感があると思います。楽な気持ちでやっていただきたいと思います。

それにしても、大型連休も日曜日まで大型連休、中には10連休という人もいらして羨ましいな、なんて思うわけです。なかなか自営業、農家の人は、その時期の仕事があるので、そんなに休みをとることはなかなかできないので、そういうことは、若い就労者になるような方には、ちょっとマイナスイメージがあるかなと思うところです。

ところで、昨日は端午の節句ということで、昭和の時代だったら、ずいぶん鯉のぼりが泳いでいたかと思いますが、全然鯉のぼりが見えないです。これだけ世の中、社会が変わってしまった。昔からの文化、風習っていうのは少しでも残してもらいたいです。どんどん世の中が変わりまして、私なんか、なかなか今の世の中についていくのが大変です。そんな中で連休ということで、随分観光地も賑わっているようで、京都なんか随分賑やかでした。テレビで放映されてましたけど。いったい、あれだけ人が出て今後コロナの感染がどういふ結果がでるのかな。規制緩和という部分、規制がかからなかった分、今まで、みなさん我慢してきたんで、出たいという開放感が随分あったのだと思います。そんなこともあり、今後はちょっと心配になるところです。

また、話は変わりますが、今、住宅建てるのに建材がなかなか入ってこないとか、値が高いとかで、半年後1年後なんて話も聞くわけですが、これから家を建てる人も大変だだと思います。いつ建つかかわからないしお金もかかるし、そんな今、世界中がいろいろ、戦争の影響でね。影響受けて大変な思いをしているわけです。そういうことで、今日は23回ですか？総会ということでよろしくお祈りします。この間も話したけど、議案書が今回大変薄いということで、なるべく短時間のうちに総会終了したいと思いますので、よろしくお祈り申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。それでは、このあと議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。会長よろしくお祈り致します。

○会長 ただ今から第23回農業委員会総会を開催いたします。

委員の出席状況を報告させていただきます。

議席番号3番佐藤勲委員並びに議席番号5番寺崎正親委員から欠席の連絡がございました。

本日の出席委員は、24名中22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上は、諸般の報告です。続きまして 議事録の署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。それではみなさんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してよろしいでしょうか

○全員 異議なし。

○会長 議席番号6番酒井孝委員及び24番堀越良和委員の両名を指名いたします。書記は事務局の関口主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。なお発言される場合は挙手のうえ、議席番号と氏名を述べてからご発言の程をよろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年11月22日許可、高農委指令第1544号でございました。取消を願い出る理由につきましては、詳細な現地調査を行ったところ設置不可能であったためとのことでございます。

2番 当初許可の内容につきましては 農地法第5条許可、契約内容は売買 転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年8月23日許可、高農委指令第1343号でございました。取消を願い出る理由につきましては、土地所有者が死亡したためとのことでございます。なお、こちらの案件につきましては、許可取消後の5条許可申請が提出されており、議案書18ページ、議案第4号、ナンバー35が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願いにつきましては、2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消2件の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。みなさんからご質問事項があったら、よろしくお願いいたします。

○会長 異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 承認することにいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、若しくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なおですね、ナンバー1から3は、新規就農者案件です。また、ナンバー1から3については関連する案件となっておりますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1から3の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、農業経営を始めるにあたり申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございまして。

2番 契約内容は売買、農業経営を始めるにあたり申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

3番 契約内容は使用貸借、農業経営を始めるにあたり申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。それでは、詳細な営農計画については、振興担当からご説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました「高崎市農業委員会 新規就農者リスト」、それから事前協議開催日当日にお配りさせていただきましたA4一枚紙、右上に差し替え資料と書かれた「営農計画書」をお手元にご準備くださいますようお願いいたします。まず、リストの方からご説明させていただきます。

リストのナンバー1、既に営農自体は開始しているところでございますが、この度、正式に手続きをして開始したいという申請になります。営農類型は、「露地野菜」、宮沢町にて農地約44アールを借り受け、約12アール購入して就農する予定でございます。営農規模は、合計約56アールとなります。

申請人につきましては、令和4年3月14日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは、飯野利貞農業委員、高橋正好推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書をもとに質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。1の就農の動機でございますが、申請人は、既にキャッサバ等、露地野菜に関して技術習得も兼ねて試験的に栽培しておりましたが、この度、正式に就農を決意したとのことでございます。なお、外国籍ではございますが、永住権については有していることを確認しており、過去の更新実績もございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、当面は今回の借受や購入予定の農地で営農を行いますが、今後に向けては、規模拡大の構想もあり、営農地域の耕作放棄地を積極的に借り受け、地域貢献をしていきたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、露地野菜の栽培経験については3年間、知人男性でもある地域の認定農業者に教えてもらいながら、技術習得を行いました。その後、作付したものを順調に収穫が行えたため、今回の申請に至ります。

また、こちらに関しましては、補足でご説明いたしますので、4ページをお開き下さい。まず、こちらが今年の3月末時点での借受等予定地の現況写真となります。時期的には作付けされているものは確認することはできなかったのですが、マルチを張っていたり、次の作付けに向けて準備している現況は確認ができました。続いて、事務局より申請者の技術習得の裏付けとして、指導者へその状況を聞き取りました。聞き取り結果としましては、指導者に従って実践しており、営農状況も良好であること、申請者が耕作することで地域の耕作放棄地を解消してくれるため、ありがたい存在であること、畝刈り等も丁寧に行われており、今後も引き続きバックアップをしていきたい。そのようなお話がございました。続きまして、少し戻りまして、資料の2ページ目の営農計画書でございますが、こちら一部修正事項がございまして、A4一枚紙の右上に差し替え資料と書かれた、こちらの資料をご覧ください。太枠に示させていただいたのですが、一部ゴーヤとタマネギの単価に関して、卸価格ではなく、販売金額を記入してしまったとのことござい

して、こちらに差し替え版としてご用意をさせていただきました。こちらが詳細な営農計画書になりまして、当面は、3作目を主軸として、規模は維持して地に足のついた計画となっております。こちらの数字は、現在行っている実数を申請者より記載をしていただいております。次に、農作業に必要な機械類についてですが、トラクターや管理機等一通りそろえており、こちらで現地確認した際にも、現物を確認させていただきました。営農計画書等については、以上となります。

なお、本件につきまして、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。続きまして、就農相談会に出席されました飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野利貞委員 議席番号22番飯野です。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1から3について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。なお、当日は申請者に対し、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 技術習得はどのように行われましたか。

回答 今回の就農予定地において、知人より遊休農地の活用を依頼され、その土地を耕作し始めたことがきっかけです。地域の農業者から技術支援を受けながら、3年間耕作してきました。この度、キャッサバ等順調に栽培することができたことや、正式に貸借等申請し、新規就農者として今後も営農を続けていきたいことから、現在に至りました。

質問2 機械類は、どのくらいお持ちですか。

回答 トラクターが3台、管理機が2台、マルチャーを1台所有しています。その他細かなものもありますが、いずれも中古で購入し、問題なく使用できています。

質問3 在日して何年になりますか。

回答 愛知県で2年、群馬県は23年、合計25年になります。

質問4 キャッサバは珍しい作目ですが、連作障害は起きませんか。また、順調に栽培できていますか。

回答 過去、3年間栽培しておりますが、連作障害は起きておらず、順調に栽培できています。

質問5 出荷先はどちらを想定していますか。

回答 現在、高崎市内で飲食店のオーナーをしまして、そちらでの使用や販売することもあります。大半は市場へ出荷しています。今後は、農協への出荷も検討しています。

質問6 お住まいから圃場まで距離がありますが、大丈夫ですか。

回答 高崎市内で飲食店を営んでいるため、圃場も含めて毎日通っています。そのような生活を3年間送っていますが、辛いと感じたことはありません。

以上のような、質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。以上です。

○会長 はい。報告のほうが終わりました。それでは、これより審議に入ります。みなさんから質疑等ございましたら、よろしく願いいたします。報告にもございましたとおり、キャッサバですか。あまり聞いたことがないんですけど、このキャッサバのどの部分を製粉してるのですか、タピオカは。根に芋みたいのがあるというのか。私だけかね。知らないのは。根っこね。芋みたいになるとは。何か質問等ございますでしょうか。

○20 番清水悟委員 20 番清水です。

○会長 お願いします。

○20 番清水悟委員 農業従事者は、本人のみになってるんですけども、雇用労費結構金額があるが、どうなっているか。

○会長 お手伝いする人、事務局お願いします。

○事務局 相談会の中ではですね。やはり業者さんを雇うということでお話を伺ってしまして、その分が今回の雇用労費のほうに載っていると伺ってます。

○事務局 日本人の方もいらっしゃるんですけど、外国籍の方もご友人でいらっしゃるということですよ。

○会長 レストランのほうも経営していると。そっちも手伝いながら、一緒にやるということ。そういうことだそうですけど、どうですか？

○20 番清水悟委員 わかりました。

○会長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

○21 番松田健委員 21 番松田です。農地取得にあたって、新規賃貸借ですのと、使用貸借で4反以上になるけど、それがあから農地取得ができるわけなんですか？

○事務局 農地取得が契約内容に関わらず、その耕作面積が4000平米を超えるような値であれば、許可要件を満たしています。

○会長 ということですね。ほかにございますか。なければ許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 わかりました。では許可することといたします。それでは続きまして、一括審議に入ります。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書は6ページでございます。6ページの4番からでございます。

4番 契約内容は売買、家族経営から法人経営に移行するため、申請地を買い受けて引き続き耕作したいとの申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買受けて耕作したいとの申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買受けて耕作したいとの申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、家族経営協定を元に農業経営を行うため、申請地を借り受けたいという同一世帯の申請でございます。

9番 保留をお願いいたします。

10番 契約内容は使用貸借、農業経営を移譲するため申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯の申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

13番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄の設定期間を令和7年から令和5年に訂正をお願いいたします。4月26日に行われた事前調査において申請人に営農状況を確認したところ、毎年改善されている状況ですが、申請人も収量の確保が課題であるという認識はしておりました。そして、聞き取りの中で調査班から今回の更新についても3年更新ではなく1年更新といった話もしていることから、更新期間については1年で審議していただければと考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。また、設定期間につきましては、令和4年4月24日から令和5年4月23日までの1年間でございます。なお、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書12ページ、ナンバー1が関連案件でございます。事業の詳細につきましては関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、保留1件を除く9件でございます。

なお、この9件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第3項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今事務局の説明が終わりました。この中で事務局の話のとおり9番が保留ということで、それを除きまして、これより審議に入ります。皆さんから何かご質問等ありましたらお願いいたします。13番は5条のほうで詳細に説明があります。なければ許可といたしますけど、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 植林用地として管理している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという植林用地の申請でございます。

3番 資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては3件でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただ今3件の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。みなさんからの質疑等をお受けいたします。1、2番よろしいでしょうか。3番は面積が3207平米ということなので、3000平米を超えてるので、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですが、よろしいでしょうか。

○会長 それでは許可相当とします。

○会長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、若しくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。なお、ナンバー1については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

ご説明の前に議案書に追記と訂正をお願いいたします。まずは、申請の理由欄に始末書添付と追記をお願いいたします。追記の理由につきましては、本来であれば本案件の更新の手続きは、先月にすべきところ、更新の手続きがもれて、更新が遅れたため始末書が追加で提出されたためでございます。続きまして、申請の理由欄の一時転用期間を令和7年から令和5年に訂正をお願いいたします。こちらの申請につきましても先ほどの3条の地上権設定の申請と同様に更新期間は1年で審議いただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

1番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和4年4月24日から令和5年4月23日までの1年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である、議案書8ページ、ナンバー13が関連案件でございます。

なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはありませんので、よろしくお願ひいたします。

譲受法人は、建設業を営む市内の法人でございまして、代表取締役が所有する農地で営農型太陽光発電を行いたいということで、平成29年に許可を受けました。昨年度、2回目の更新時期となりま

したが、営農状況が芳しくないことから、3年間ではなく、期間を1年として更新となった案件でございます。今回1年間の一時転用期間が満了となるため、更新の申請となりました。

○事務局 それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。1枚目は位置図でございます。図面左上にございます丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。高浜人權プラザから北西に約1kmの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央やや左上の丸に斜線で示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を右上にし、開いてご覧ください。図面中央1筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東側が公衆用道路、西が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には既に太陽光パネルが設置されております。図面では太陽光パネルが4列に配置されておりますが、実際に設置をしたところ3列で予定していた枚数のパネルを設置することができたため、現地の状況は図面とは少し異なっております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.81平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は48.9キロワットでございます。また太陽光パネルとパネルの間に印がついている箇所が、フキを作付する箇所となっております。また図面には印がございませんが、パネルの下にも作付をしていると申請人より伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.2メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を左にしてご覧いただければと思います。こちらのページ以降が、営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキを作付けする予定でございます。

次のページをご覧くださいまして、こちらは年間の営農計画でございます。1年目から3年目まで作付予定作物はフキでございます。圃場には既にフキが作付けされておりますので、施肥や除草管理を行っていく計画でございます。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては34年、そのうち本申請地に作付予定の、フキにつきましては5年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは陰性植物であるため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が約2.2メートル、最高地上高が約3メートル、間隔も2メートルであることから作業に必要な空間を確保出来、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございます。こちらは県の農業経営指標を根拠に、見込みを算出しており、許可要件である8割

を目指すものでございます。収量につきましては、これまでと比較すると少しずつ増加しているとのことですが、提出された実績報告では地域の平均的な収量の8割を超える収穫は実現できていない状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは昨年の3月ごろに撮影とのことですが、現在とは少し状況が異なっております。こちらは参考までにご覧いただければと思います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続きまして、調査報告に入ります。今回は第2班の調査となっておりますので、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いいたします。

○18番福田委員 事前調査報告、第2班班長、福田敬一。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 申請地に作付けしているフキの品種はなんですか。

回答 最初は水ブキでしたが、成長が芳しくなかったため、現在は秋田フキを栽培しています。

質問2 品種を変更して収量に変化はありましたか。

回答 昨年までと比較して収量は増加しています。ただ、申請地は傾斜地であり水はけがよいため、フキの栽培についてはもう少し工夫や改善が必要であると感じています。また、雑草対策もしっかり行い、管理していければと考えています。

質問3 出荷先はどちらですか。

回答 市内の知り合いが経営している飲食店に販売しています。

質問4 申請地にはフキ以外に行者ニンニクが作付けされているようでしたが、いつ植えられたのですか。

回答 昨年の9月ごろ、フキに代わる作物がないかと考えて試しに作付けしました。定植後は順調に生育しているので、土壤に適しているようであれば行者ニンニクとフキの両方を栽培していきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。これより審議に入ります。みなさんからの質疑等をお受けいたします。今説明がございましたように、この間、現地に行ってみた感じですけど、下の方が勢いがいいですね。傾斜なので水捌けがいい。上の方は、どうしても水分が保持されないのが元気がない。下の方はそれなりに水分があるということで、大分勢いがよかった。そんな風に見受けられました。今回、行者ニンニクを植えたということで、この間事前協議、北部の事前協議の時、行者ニンニクは、日の当たる所より、かえって棚の下の日陰の方がいいなんてそんな説明をしてました。行者ニンニクもあまり傾斜地の暑い所ではむかないのではないかな。塚越さんだから、倉淵の方だから、この辺から見ればだいぶ涼しいということで。まあ そういうとこにむくと思うんで。

- 塚越委員 うちの方にも行者ニンニクあるけれど、育ってます。
- 会長 それでは育つのかな。試しに植えて、今のところ順調に育っておるということで、少し様子を見るということです。先ほどの事務局の説明のとおり、1年更新ということで、決める前に1年更新ということで、申請人にも、そのようにお伝えしたということなんですけど、どうですか。みなさんの方から、ここはこうにした方がいいって栽培に関して何かアドバイスはありますか。
- 17 番加藤委員 いいですか。17 番加藤です。最近こういった形で1年の期間を認定して様子を見るということなんですけれども、たぶん今までの実績からして収量を上げたくて1年で本当にできるのかっていうのは、もう栽培技術も持ってないし、環境も整ってないわけですから、一年という期間では、なかなか収量を見込めないと思うんですよね。そういった時に、これを1年で転用期間を認定した場合に来年も事前調査物件になるのですか。
- 事務局 なります。
- 17 番加藤委員 そうすると、最近こういうケースが出てくる。それが本当の事前調査の物件、事案なのかというのが、これから、ちょっと考えたほうがいいのではないかというふうに思います。
- 会長 例えばどういう。
- 17 番加藤委員 調査に行って、1年ですよっていうことで農業委員の班が全部認定するわけですよ。それだけのものが毎年毎年必要なのか。これからは、どんどん増えてくる気がするんですよね。こういった事案が。
- 会長 今のところ、これもそうですし、あとキウイフルーツ、たまねぎ。これはもう土壤に合わない。土壤を改良かなにかしないと、その土地と合っていない。これは一目瞭然。
- 17 番加藤委員 そこで、事前調査物件として、事前調査事案として、本当に毎年毎年、これを検討しなければいけないのか。もっと違った方向で施工者に1年なら1年の認定でもいいんですけど、やったほうが、我々の負担を少なくしていくんじゃないかと思えますけどね。
- 会長 たとえば、どういうふうにするか。それがでなきゃあ事務局だって。いいよ。
- 事務局 加藤委員さんのご指摘いただいたてんなんですけど、事務局のスタンス、考え方としてはですね。できればその1年1年見ていく中で、その収量であったり管理の仕方、方法であったり、そこらへんがすべて改善して行って、最終的に1年、翌年すぐに変わってきているか、すべてを満たしているという話ではなくて、複数年、1年1年ごとに皆さんに見ていただいて、アドバイスいただいて最終的に、それが3年なのか4年なのかわからないところがあるんですけど、結果的に適正に、その土地、営農型太陽光が管理されている。下部の農地で育てている野菜なんかも、しっかり収量確保できているようにしていきたいというのが事務局の考えではあるんですけど、今、加藤委員さんの指摘にあった1年見ても進捗しているんですかね。何も1年くらいじゃあ変わらないという話であるならば、たとえば、それを2年間にしようとか、逆に最長3年間とれるので、3年後にもう一度みてみましょうとか、そういったとらえ方もできます。そこは、ちょっとみなさんの方で審議していただいて。
- 17 番加藤委員 だから、私が言いたいのは、これを1年ごとに事前調査案件として常に見ていくのかという基本的な考え方があれば、それはちょっといかなものかという感じなんです。そのへんを

事務局として、事前調査案件とまではいかないまでも、これを1年のものの内容を検討したものをどっちかといえば施工者にぶつけていくようなかたちで。何か考えないと、これから毎年どんどんどん、認定は簡単だと思うんですよね。1年、3年を1年にしましょうということで。今度 自分たちがそこの中に入ってっちゃうんで。

○事務局 加藤委員さんのおっしゃってるのは、1年という設定期間はいいんだけど、それを現場を見に行く行かないというところの判断ということですか。

○会長 それでは、もう1、2年くらい様子を見るということか。

○17番加藤委員 事務局のほうで、1年ですけども前よりは改善されてますよ、ということで報告みたいな形をできるようならば、それでいいんじゃないかと。それをわざわざみなさん現地に行って面接して事前調査案件として事案としてそれを対応するのはいかがなものかという考え方です。だんだんこれから増えていくと思うんですよ。みなさんそうですけど3年ものを、じゃあ1年で認定すればいいやということで妥協している。まあこれは、今日の今日結論出せて私も考えてませんので、これからの課題ではないですか。

○会長 それでは、1年たって、その様子を事務局が行って、直に目で見て来て写真撮ってきたり、状況の報告をして、その結果で2年にしようとか、そういうふうには1回1年先に現地行って調査するとか。

○17番加藤委員 我々がその現地に行ってまた面接して、その前に事務局で分かって前よりも成果が出てますよっていうのであれば、そんなの報告ぐらいでいいのではないかと。あと認定期間っていうのは、その場でまた協議すればいいのではないかと。

○事務局 お話をざっくりにすると要は、俺たちに見せられるようになってから見に行こうよっていうみたいな、そんなイメージですね。

○17番加藤委員 あまりにも今までさ。前と全然変わらなくて。前よりひどくなってるような。

○会長 ただね。こういう農業者の経験している皆さんの目から見てアドバイスとか、そういうこともできる。毎年調査すれば、そういうことはできるので、そういう意見もある。今ここで決めるわけにいかないの、みなさんも考えてもらって事務局とも

○会長 委員会は何をしてるんだと言われても、また困るしね。

○22番飯野委員 22番飯野なんですけれども。この申請について、県の単収見込みの数量があるじゃないですか8割っていう数字が。8割の数字が。それに対してどうかっていう話にもなりますよね。計画どおりにとれているかとれてないかっていう話だから。それがやっぱり単純にみたところやっぱり少ないっていう話なんですけれども。そういう中で、ひとつ今の話なんかも含めて考えたときに、今後の、あまり負担をかけないような形で認定していくという中で、その8割っていう数字というものを申請者が何らかの形で事務局の方に申告するっていうような形とか、考え方はできないのでしょうか。

○事務局 8割の根拠というのが、毎年毎年、みなさん営農型太陽光やってる方から実績報告はあがってくるんですよね。その中で数量の記載があるので、その報告を見ると8割要件を満たしているのか否か、そこは事務局でもわかります

- 22 番飯野委員　そういう中で、今回のような話になってくるわけですか。
- 事務局　そうですね。今回の件。報告もそうですし、あとは、申請ですね。申請書にもそこらへんの記載が営農型更新の時に、当然申請者の方が事務局の方に来庁して、書類とかを仕上げていくので、その段階で担当職員が話を聞き取って8割のところも当然チェックはしております。
- 会長　他の市町村はどうやっているのか。市町村でまちまちで、なかなか判断が難しいので、ある程度県の方で統一してくださいって、この間もお話ししましたが、各市町村の会長からそんな話が出て、先月の会議の時に回答があるかなと思ったら、まだ県の方から回答がなかった。こういう意見も出てくると思います。なかなか思うようにいかない事例が出てくるとね。加藤委員さんのそういう意見もちょっと頭において事務局といろいろと相談してみますけども。
- 17 番加藤委員　そういう意見があるということ。
- 会長　また事務局と相談してお話させてもらうから。今回は事務局も1年ということで申請人の方にお伝えしたということもあって、それで今回も1年ということでよろしいでしょうか。
- 全員　異議なし。
- 12 番井田委員　12 番井田です。この写真は3月って聞いたような記憶があるんですけども、3月って言うとまだ収穫前ですよ。たぶん。それでいてこうに空地が、空地っていうか地面が見えるってことは繁茂してないわけですけども、こういった空いているところに、この人は、また株を買って補植で植える考えているのはあるんですかね。このまま来年まで放っとくわけですかね。
- 会長　去年は秋田フキ植えたのか。
- 事務局　そうですね。空いている空間にも株分けっていうんですかね。どんどん増えてきたやつをフキとか、あとは行者ニンニクを植えていくっていう今後の予定ではあるという形で伺っております。
- 12 番井田委員　一応植える予定ではいるわけですね。
- 事務局　そうですね。
- 12 番井田委員　でもそれは、確認、疑うわけじゃないけども、それをしなければまた来年もこのような協議になると思うんですけども、もうちょっと株分けしたほうがいいと思うんですけどもね、本人がせっかくそう言ってるのなら信用してみましようか。はい。
- 会長　パネルとパネルの間にはね。行者ニンニクを植えて今様子を見ているところなんですけど。だから、この葉っぱが出てないところでまた株と根を植えて増やしていくという予定でいるんでしょうけどね。はい。それでは、一年ということで決定いたしました。
- 会長　それでは、一年ということで許可相当といたします。

休　　憩

再　　開

- 会長　これより再開いたします。先程ナンバー1が済みましたので、ナンバー2から一括審議に移ります。それでは、事務局説明をお願いします。
- 事務局

2番　契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住

宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、園舎の増築に伴い園庭が狭くなるため、申請地を買い受けて使用したいという園庭用地の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地 186.92 平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地 326.82 平米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地 198.57 平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地 143.57 平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地 33.76 平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したい、という一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、駐車場として使用している土地の返却を求められており新たに駐車場が必要なため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受け

て住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、農業用倉庫及び種苗置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地 789.39 平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込める申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第一種低層住居専用地域でございます。

31番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第一種住居地域でございます。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第一種住居地域でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込める申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして第一種低層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが需要の見込める申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

35 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、先にご審議いただきました、議案第1号ナンバー2の許可取消願が関連案件でございます。

36 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39 番 契約内容は売買、山林を所有しており伐採した木材の置場として申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

40 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42 番 契約内容は売買、現在の自宅が上信自動車道用地として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地 35.89 平米と一体利用の計画でございます。

44 番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

46 番 契約内容は使用貸借、水道設備業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を父より借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

47 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48 番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路用地として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49 番 契約内容は賃貸借、自社工場の工事に伴い資材置場及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。雑種地 600 平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間が定められております。転用期間は令和4年9月1日から令和5年3月31日までの7カ月間の申請でございます。

50 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したい、という太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第 5 条の規定による許可申請一括案件につきましては、51 件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただ今ナンバー 2 からナンバー 52 まで事務局の説明が終わりました。審議に入るわけなんですけれど、ナンバー 22 を見てもらえますか。ナンバー 22 は中沢幸子委員及び山田孝夫委員に関係する案件となっております。

農業委員会等に関する法律第 31 条において「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、ナンバー 22 を最終の審議、質疑として、その際は、中沢委員及び山田委員に一時ご退出をお願いいたします。それでは、ナンバー 22 を除いてこれより質疑をお受けいたします。

○会長 この中でナンバー 49 だけ面積が 3000 平米を超えておりますので、農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取します。許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。それでは、それ以外の案件について、許可相当としてよろしいか、みなさんの方から何かなければ許可相当とします。一般住宅で面積大きいのもありますが、それだけの需要があって面積が必要だということで。それでは、ほかも許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは最後に 22 番審議するわけです。それでは両委員ご退室をお願いいたします。

(10 番中沢委員及び 11 番山田委員 退席)

○会長 それでは、これより審議いたします。みなさんの方から質疑をお受けいたしたいと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、わかりました。それでは入ってください。

(10 番中沢委員及び 11 番山田委員 着席)

○会長 許可相当として審議いたしました。

○会長 続きまして報告事項に入ります。今日は、第 1 号から第 4 号まで報告があります。それではお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか3件、合計4件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は飲食店兼簡易宿泊施設、用途指定区分は準工業地域、ほか19件、合計20件の5条届出につきまして、書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか6件、合計7件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

はじめに、1番につきましては令和4年3月の総会において許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから許可日がズレ込んでおりましたが、令和4年3月30日付け許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。また、30ページの13番については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が9件、5条が64件、合計73件につきまして、他法令の確認もとれましたので、令和4年4月22日付けで、許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

これで大規模の小売店舗の工事が始まりますね。その他というところで、事務局の方から何か連絡とかありますか。

○会長 いいですか。これで総会終了しますけど、今日はこのあと運営委員会がありますので会場のほうへ向かっていただきたいと思います。また事前協議の時に局長からお話があった、会が事前調査の第3班ですか、91会議室になっておりますので間違えないように。事前協議も今度は市役所の20階になっておりますので、くれぐれも間違っただけの部屋に行かないでください。

○21番松田委員 会長ひとつ。榛名で連続して農機具による事故が出ることについて。

○会長 委員さんからお話がありましたけど、これから農家は繁忙期ということで、農機具使う機会が多くなると思います。榛名地区でも事故が

○21番松田委員 草刈り機2件。1件は死亡。乗用草刈り機、1件は積み下ろし、1件は下敷きになった。

○会長 新聞に載っていた。

○19番石井委員 まだ載っていない。新聞に載ったのはトラクターの事故

○21番松田委員 草刈機載って下敷きになったもの、最初の1件はもう1件はトラックから降ろす際に傾斜地で下敷きになり、ガソリンをかぶってしまい、ドクターヘリ乗ろうと思ったらガソリンで乗れなくなり、救急車で病院に行ったという事故があった。

○会長 農作業事故ということで大きな事故があったということ。農作業事故が多くて死亡者もいるということで、地形で危ないところはよっぽど慎重に作業しなければ、命とられちゃおしまいですからね、くれぐれも気を付けてください。

◎閉会の宣告

○会長 ほかに皆さんのほうからお話しするようなことがなければ、以上をもちまして第23回農業委員会総会を終了といたします。ご苦勞様でございました。

午後 3時12分 閉会